

適格消費者団体の認定申請時の添付書類表

		消費者契約法第14条第2項	縦覧の要否	
1	第1号	定款	要	
2	第2号	不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類	要	
3	第3号	差止請求関係業務に関する業務計画書	要	
4	第4号	差止請求関係業務を適正に行使するための体制が整備されていることを証する書類	組織図等にその記載内容が真実であることを証する書面 (ガイドライン2.(3)ウ①)	要
			活動に係る議事録 (ガイドライン2.(3)ウ②)	
			事務所等の施設、物品等が確保されていることを証する書類 (ガイドライン2.(3)ウ③)	
			業務規定及びこれに添付された関連する規程等 (ガイドライン2.(3)ウ④)	
5	第5号	業務規程	要	
6	第6号イ	役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業を記載した書類	要	
7	第6号ロ	役員、職員及び専門委員の住所、略歴その他内閣府令で定める事項(電話番号その他の連絡先)を記載した書類	否	
8	第7号	法第13条第3項第1号の法人の社員について、その数および個人または法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類	要	
9	第8号	最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類	直前の事業年度の財産目録 (ガイドライン2.(6)イ①)	要
			直前の事業年度の貸借対照表 (ガイドライン2.(6)イ①)	
			直前の事業年度の収支計算書 (ガイドライン2.(6)イ①)	
			認定後3年間における収支の見込みと算出根拠を具体的に記載した書類 (ガイドライン2.(6)イ②)	
10	第9号	法第13条第5項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	否	
11	第10号	差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類	要	
12	第11号	申請者の登記事項証明書 (消費者契約法施行規則第8条第2項第1号)	否	
		役員及び専門委員の住所又は居所を証する書類(6ヶ月以内に作成されたもの) (消費者契約法施行規則第8条第2項第2号)	否	
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む) 各理事の関係する事業者の氏名又は名称、主たる事務所の所在地及びその行う事業の内容 (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号イ)	否	
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む) 各理事の関係する事業者の間の特別の関係の有無及びその内容 (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号ロ)	否	
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む) 各理事の関係する事業者の行う事業が属する業種 (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号ハ)	否	
		理事の構成を説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む) 適用除外団体の書類(法第13条第3項第4号ロ後段の規定の適用を受けようとする場合の提出書類) (消費者契約法施行規則第8条第2項第3号ニ)	否	
		専門委員が消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者であること(消費者契約法施行規則第4条)及び法律に関する専門的な知識経験を有するものであること(消費者契約法施行規則第5条)を証する書類 (消費者契約法施行規則第8条第2項第4号)	否	

1から6番、8番、9番、11番の書類は、2週間の公衆縦覧に供される(消費者契約法第15条第1項)

様式例（法第14条第1項関係）

内閣総理大臣 殿

事業年度終了後3ヶ月以内となっているか

年 月 日

代表者名の記載及び代表者印の押印があるか

印

申請者 名称
住所

電話番号（ ） —

申請書

消費者契約法第13条第2項の規定により、下記のとおり適格消費者団体の認定を受けたいので、申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 名称 特定非営利活動法人（社団法人，財団法人）〇〇〇〇

郵便番号 —

2 住所

3 代表者の氏名

4 電話番号（ ） —

ファクシミリの番号（ ） —

電子メールアドレス

5 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

郵便番号 —

電話番号（ ） —

ファクシミリの番号（ ） —

電子メールアドレス

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 申請書には法第14条第2項各号に掲げる以下の書類を添付すること。

- ①定款又は寄附行為（法第14条第2項第1号）
- ②不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類（法第14条第2項第2号）
- ③差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）
- ④差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類（法第14条第2項第4号）
- ⑤業務規程（法第14条第2項第5号）
- ⑥役員、職員及び専門委員に関する書類（法第14条第2項第6号）
- ⑦法第13条第3項第1号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類（法第14条第2項第7号）
- ⑧最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類（法第14条第2項第8号）
- ⑨法第13条第5項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（法第14条第2項第9号）
- ⑩差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）
- ⑪申請者の登記事項証明書（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第1号）
- ⑫役員及び専門委員の住所又は居所に関する書類であって、申請の日前6月以内に作成されたもの（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第2号）
- ⑬理事の構成が法第13条第3項第4号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないことを説明した書類（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第3号）
- ⑭専門委員が施行規則第4条及び第5条に定める要件に適合することを証する書類（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第4号）

様式例（法第 14 条第 2 項第 2 号関係）

- 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類

（提出書類の標目）

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

注 活動実績の評価の対象となる活動は「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」を含む「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」であり、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」（差止請求関係業務の基礎となる団体の自主的な活動に相当）についての相当期間の継続的な活動実績が必須であるところ、そのような内容について証する書類は申請者ごとに異なる。この様式例により作成した書面には文書の標目についてのみ記載し、別途活動実績を証する書類を添付すること。

具体的には、消費生活相談や 110 番活動の結果報告書、消費生活に関する情報の分析及び評価の結果を記載した書面、消費者啓発のために開発又は作成された教材等、消費者被害の救済結果に関する事例集又は出版物、研修会・講演会・シンポジウム又はセミナーの講演録又は報告書、事業者に対する改善の申入書及びこれに対する事業者からの回答書、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れに関する書面、消費生活に関する意見の表明又は政策提言に関する書面等の当該活動の内容を記載した書類とともに、それらの書類の記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など）を添付しなければならない。

様式例（法第14条第2項第3号関係）

○ 差止請求関係業務に関する業務計画書

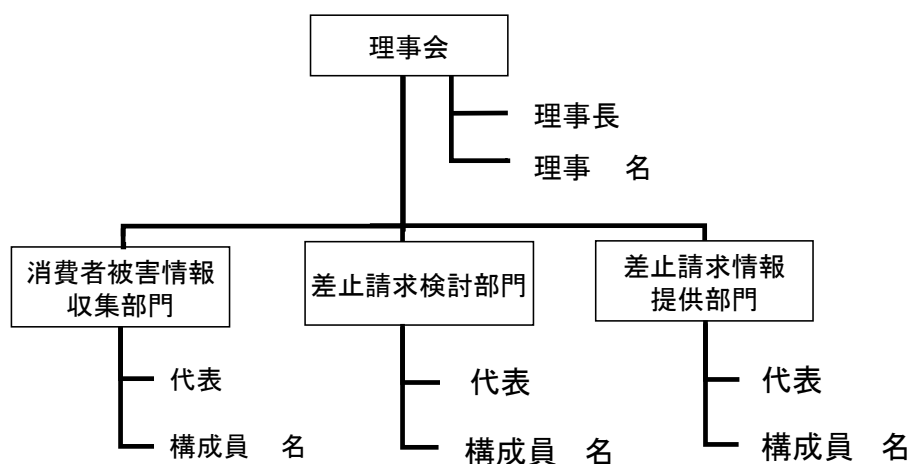
業務名 (定款又は寄附行為 に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施予定日時	当該業務の 実施予定場所	従業者の 予定人数	予定される 支出額 (単位：千円)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式例（法第14条第2項第4号関係）

- 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

1. 組織図（例）



上記のとおり、相違ないことを認める。

年 月 日 氏名 印

2. 当該機関又は部門その他の組織が既に当該組織が分掌する事務に相当又は類似する活動をしていること（実質が備わっていること）を示す活動に係る議事録

（提出書類の標目）

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

3. 事務所等の施設，物品等が確保されていることを証する書類

(提出書類の標目)

- ・
- ・
- ・

4. 業務規程及びこれに添付された関連する規程等

(提出書類の標目)

- ・
- ・
- ・

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」とは、例えば、次のようなものが該当する。

- ① 差止請求関係業務を行う機関又は部門その他の組織が設置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていることを示す組織図等とその記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など）を添付したもの。
- ② 当該機関又は部門その他の組織が既に当該組織が分掌する事務に相当又は類似する活動をしていること（実質が備わっていること）を示す活動に係る議事録。
- ③ 差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設，物品等が確保されていることを証する書類（事務所の使用権限を明らかにする貸借契約書又は使用許諾に関する書面等の図書，使用区域に関する図面等）
- ④ 業務規程及びこれに添付された関連する規程 等

3 記載しきれないものについては、この様式例により作成した書面には文書の標目のみを記載し、別途書類を添付すること。

様式例（法第 14 条第 2 項第 6 号関係）

○ 役員，職員及び専門委員に関する書類（氏名，役職及び職業を記載した書類）

1. 役員

(ふりがな)	役職	職業	
氏名		勤務先（兼職先）	当該勤務先における役職等
		・	・
		・	・
		・	・
		・	・
		・	・

2. 職員

(ふりがな)	役職	職業
氏名		

3. 専門委員

(ふりがな)	役職	職業
氏名		

(住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類)

住 所	郵便番号	—
氏 名		
電話番号 (その他の連絡先)		
	期 間	摘 要
略 歴	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「住所」の欄には、施行規則第8条第2項第2号に掲げる書面（住民票の写し等）によって証された住所を記載すること。

様式例(法第 14 条第2項第7号関係)

- 法第 13 条第3項第1号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

内 訳	数
法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員数	名
うち法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員のうち、個人数	名
うち法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員のうち、法人その他の団体数	名
うち法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員が法人その他の団体の場合におけるその構成員数	(団体名) 名
	(団体名) 名
	(団体名) 名
	(団体名) 名
	(団体名) 名

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式例（法第14条第2項第8号関係）

○ 最近の事業年度における財産目録

年度 財産目録

年 月 日現在

特定非営利活動法人（社団法人，財団法人）○○○○

科目・摘要	金額（単位：円）		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金（現金手許有高）	×××		
普通預金（○○銀行○○支店）	×××		
未収会費			
□□年度会費（△名分）	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
車両（△台）	×××		
備品（△台）	×××		
敷金	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金（○○銀行○○支店）	×××		
預り金（職員に対する源泉所得税）	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
長期借入金（○○銀行○○支店）	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 最近の事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記載すること。

様式例（法第14条第2項第8号関係）

○ 最近の事業年度における貸借対照表（勘定式）

年度 貸借対照表

年 月 日現在

特定非営利活動法人(社団法人, 財団法人)〇〇〇〇

科目	金額 (単位:円)		科目	金額 (単位:円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金	×××		短期借入金	×××	
普通預金	×××		未払金	×××	
当座預金	×××		預り金	×××	
未収会費	×××		流動負債合計		×××
流動資産合計		×××	2 固定負債		
2 固定資産			長期借入金	×××	
車両	×××				
什器	×××		固定負債合計		×××
備品	×××		負債合計		×××
敷金	×××		III 正味財産の部		
固定資産合計		×××	前期繰越正味財産	×××	
			当期正味財産		
			増加額(減少額)	×××	
			正味財産合計		×××
資産合計		×××	負債及び正味財産		
			合計		×××

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 最近の事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記載すること。

様式例（法第14条第2項第8号関係）

○ 最近の事業年度における貸借対照表（報告式）

年度 貸借対照表

年 月 日現在

特定非営利活動法人（社団法人，財団法人）○○○○

科 目	金 額（単位：円）		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	×××		
普通預金	×××		
当座預金	×××		
未収会費	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
車両	×××		
什器	×××		
備品	×××		
敷金	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	×××		
未払金	×××		
預り金	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
長期借入金	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増加額（減少額）		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 最近の事業年度の末日現在における資産，負債及び財産を記録する。

様式例（法第14条第2項第8号関係）

○ 最近の事業年度における収支計算書

年度 収支計算書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人(社団法人, 財団法人)〇〇〇〇

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収入の部			
1 入会金・会費収入			
入会金収入（〇〇円×△△人分）	×××		
会費収入（□□円×▽▽人分）	×××	×××	
2 事業収入			
〇〇事業収入	×××		
△△事業収入	×××	×××	
3 □□□□			
.....	×××	×××	
経常収入合計			×××
II 経常支出の部			
1 事業費			
〇〇事業費	×××		
△△事業費	×××	×××	
2 管理費			
□□費	×××		
▽▽料	×××	×××	
3 ☆☆支出			
※※支出	×××	×××	
経常支出合計			×××
経常収支差額			×××
III その他の資金収入の部			
1 □△□△			
.....	×××	×××	
2 その他の事業会計から繰入			
その他資金収入合計		×××	×××
IV その他資金支出の部			
1 △▽△△			
.....	×××	×××	
その他資金支出合計			×××
当期収支差額			×××
前期繰越収支差額			×××

次期繰越収支差額			×××
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増減の部			
1 資産増加額			
当期収支差額 (再掲)		×××	
.....		×××	
2 負債減少額			
.....		×××	
増加額合計			×××
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額 (再掲) (マイナスの場合)		×××	
.....		×××	
2 負債増加額			
.....		×××	
減少額合計			×××
当期正味財産増加額 (減少額)			×××
前期繰越正味財産額			×××
当期正味財産合計			×××

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載すること。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注：当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。

様式例（法第14条第2項第8号関係）

○ 認定後3年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類

1. 認定後3年間における収入の見込みとその算出根拠

収入内容	収入見込み (単位：千円)	算出根拠
(1年目)		
(2年目)		
(3年目)		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「認定後3年間で予定される収入額」については、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）を踏まえて記載すること。

3 「収入内容」には、会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金の収入等を記載すること。

2. 認定後3年間における支出の見込みとその算出根拠

支出内容	支出見込み (単位：千円)	算出根拠
(1年目)		
(2年目)		
(3年目)		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「認定後3年間で予定される支出額」については、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）を踏まえて記載すること。

3 「支出内容」には、役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等を記載すること。

様式例（法第14条第2項第9号関係）

○ 法第13条第5項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 名称
住所
代表者の氏名 印

誓約書

当法人は、消費者契約法第13条第5項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「代表者の氏名」については、本人が署名押印すること。

様式例（法第14条第2項第10号関係）

○ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類

業務名 (定款又は寄附行為 に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施予定日時	当該業務の 実施予定場所	従業者の 予定人数	予定される収 入及び支出額 (単位：千円)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「予定される収入及び支出額」については、経理的基礎を有することを証する書類（法第14条第2項第8号）として提出される「認定後3年間に
おける収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」を踏まえ記載すること。

様式例（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第3号関係）

○ 理事の構成が法第13条第3項第4号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当するものを説明した書類

1. 法第13条第3項第4号ロ(1)に該当するものを説明した書類

(1) 各理事が、事業者及びその役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であつた者（以下「過去の関係者」という。）に該当するか否か並びに該当する場合における当該事業者（以下「各理事の関係する事業者」という。）の氏名又は名称、主たる事務所の所在地及びその行う事業の内容（施行規則第8条第2項第3号イ関係）、各理事の関係する事業者の間の施行規則第2条第1項各号に掲げる特別の関係の有無及びその内容（施行規則第8条第2項第3号ロ関係）

氏名	①事業者及びその役員若しくは職員である者についての該当性の有無 ②過去の関係者への該当性の有無 (該当に○印)	各理事の関係する事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	事業内容	特別の関係の有無 (該当に○印)	特別の関係の内容
	① 現在	有			有	無
	② 過去	有			有	無
					有	無
					有	無
					有	無
					有	無
					有	無

(2) 理事の数のうちに占める特定の事業者の数の割合

特定の事業者	関係者に該当する理事の氏名	理事の数(A)のうちに占める特定の事業者の関係者の数(B)の割合(B/A)
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 各理事が、ある法人の役員であるとともに別の法人の役員を兼職している場合など、当該各理事の関係する事業者（施行規則第8条第2項第3号）が複数ある場合には、そのすべての事業者が、法第13条第3項第4号ロに掲げる要件の判定の対象になる。記載しきれない場合は、枠を増やした上で該当する事項をすべて記載すること。

3 同号ロ後段に規定する「第2号に掲げる要件に適合する者」には、その目的、活動実績が当該要件に適合する消費者団体（法人格を有すると否とを問わない）や地方公共団体（その職員等のうち、消費生活相談に応ずる業務を主たる業務とする組織としての条例、規則等に基づき地方公共団体に置かれる消費生活センターその他の組織に置かれる消費生活相談員のみが申請者の理事となっている当該地方公共団体）が該当する。

2. 法第13条第3項第4号ロ(2)に該当するものを説明した書類

(1) 各理事の關係する事業者の行う事業が属する業種(施行規則第8条第2項第3号ハ関係)

氏名	各理事の關係する事業者の氏名又は名称 (過去の關係者に該当する場合を含む)	①各理事の關係する事業者の行う事業が単一の業種に属する場合 その業種	②各理事の關係する事業者が2以上の業種に属する事業を行っている場合	
			主要な事業が属する業種	各理事が担当する事業が属する業種 (各理事が直近において担当していた事業で現に当該事業者が行っているものが属する業種)
			第1順位の業種	
			第2順位の業種	

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種に属する事業を行う関係者の数の割合

業種	事業者の氏名又は名称	関係者に該当する理事の氏名	理事の数(A)のうち占める同一の業種に属する事業を行う関係者(B)の数の割合(B/A)
	・	・	・

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「業種」は、施行規則第3条第1項に定める事業区分に従い、記載すること。

3 記載しきれない場合は、枠を増やすなどした上で該当する事項をすべて記載すること。

4 各理事の關係する事業者が2以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種(各理事が過去の關係者に該当する場合)は、各理事が直近において担当していた事業で現に当該事業者が行っているものが属する業種が同号ロ(2)の「同一の業種」であるかどうかの判定の対象となるが、主要な事業が属する業種とは、過去1年間の収入額又は販売額に照らして主要なものとして認められる第1順位及び第2順位の業種(第2順位に係る収入額又は販売額が当該事業者の総収入額又は総販売額のうち占める割合が10分の2以下のある場合には、第1順位の業種)とする。

5 各理事が担当する事業が属する業種(各理事が過去の關係者に該当する場合には、各理事が直近において担当していた事業で現に当該事業者が行っているもの)については、担当する事業が属する業種をすべて記載すること。

3. 各理事の関係する事業者が法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合するものを証する書類

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 同号ロ後段に規定する「第2号に掲げる要件に適合する者」には、その目的、活動実績が当該要件に適合する消費者団体（法人格を有すると否を問わない）や地方公共団体（その職員等のうち、消費生活相談に応ずる業務を主たる業務とする組織としての条例、規則等に基づき地方公共団体に置かれる消費生活センターその他の組織に置かれる消費生活相談員のみが申請者の理事となつている場合における当該地方公共団体）が該当する。

様式例（法第14条第2項第11号及び施行規則第8条第2項第4号関係）

○ 専門委員が要件に適合することを証する書面

1. 施行規則第4条に適合することを証する書類

(1) 施行規則第4条第1号に該当するもの

氏 名		
資 格		
資格を取得したこと証する書面の写し		別添
勤務先	期 間	業務の概要
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
上記の通り相違ありません。 年 月 日		
		氏 名 印

(2) 施行規則第4条第2号に該当するもの

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 施行規則第4条第1号に関する書類としては、例えば、同号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し及び従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当する。

3 施行規則第4条第2号に関する書類としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当する。

2. 施行規則第5条に適合することを証する書類

(1) 施行規則第5条第1号及び第2号に該当するもの

(2) 施行規則第5条第3号に該当するもの

(3) 施行規則第5条第4号に該当するもの

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 施行規則第5条第1号、第2号及び第4号に関する書類としては、例えば、同号に掲げる資格を有することを証する書面の写し、当該専門委員が所属する弁護士会又は司法書士会が作成する在会証明書が該当する。

3 施行規則第5条第3号に関する書類としては、例えば、大学が作成する在職証明書が該当する。

4 規則第5条第4号に規定するものとしては、例えば、裁判官又は検察官であった者が該当する。